（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第七十二条　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項及び第四十条第一号中「第三項」を「第二項」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第七十三条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「自動車検査独立行政法人」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人」に改め、「、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」、「、独立行政法人宇宙航空研究開発機構」、「、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」、「、独立行政法人建築研究所」、「、独立行政法人港湾空港技術研究所」、「、独立行政法人国際農林水産業研究センター」、「、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター」、「、独立行政法人国立国際医療研究センター」、「、独立行政法人国立循環器病研究センター」、「、独立行政法人国立成育医療研究センター」、「、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」、「、独立行政法人国立長寿医療研究センター」、「、独立行政法人産業技術総合研究所」、「、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」、「、独立行政法人電子航法研究所」、「、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構」、「、独立行政法人日本原子力研究開発機構」、「、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所」、「、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」及び「、独立行政法人理化学研究所」を削る。

附則第四項中「、独立行政法人森林総合研究所」を「、国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部改正）

第七十四条　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、独立行政法人森林総合研究所」を「、国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七十五条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第八号中「独立行政法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第七十六条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

第十五条第十七号を削る。

第二十六条第五号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第百六十条第六号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第八号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第百六十三条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（健康増進法施行令の一部改正）

第七十七条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び第三条第二号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第七十八条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第九項中「別表」を「別表第一」に改める。

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第七十九条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第三条中「第十六条第二項本文」を「第十八条第二項本文」に、「第十六条第二項ただし書」を「第十八条第二項ただし書」に改める。

第四条、第五条第一項及び第十五条第一項中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十六条第一項中第四十四号を第四十五号とし、第三十一号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第十六条第一項

附則第二十九条第二号中「第三条第二項第二号」を「第百二十四条の三において読み替えて適用する同法第三条第二項第二号」に改め、「国立ハンセン病療養所」の下に「及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センター」を加える。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正）

第八十条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

（独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正）

第八十一条　独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令

第一条第一項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（」に、「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

附則第九条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。